

4 受動喫煙防止対策助成金

1. 対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用事業主であって、旅館業、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主であること。

料理店又は飲食店については常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、旅館業については常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。

2. 助成対象

工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

- 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

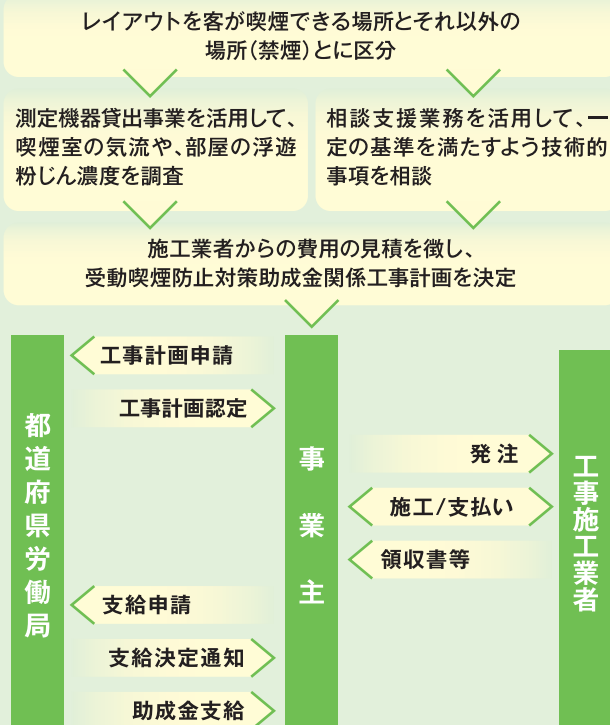
要件は以下の5に記載しています。また、要件を満たすための改修等を含みます。

- 喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

3. 助成率、助成額

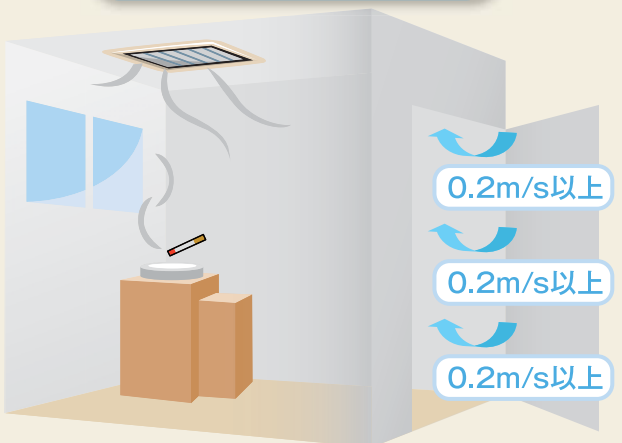
- 費用の1/4（上限200万円）

助成金等を活用した取組の流れ(例)



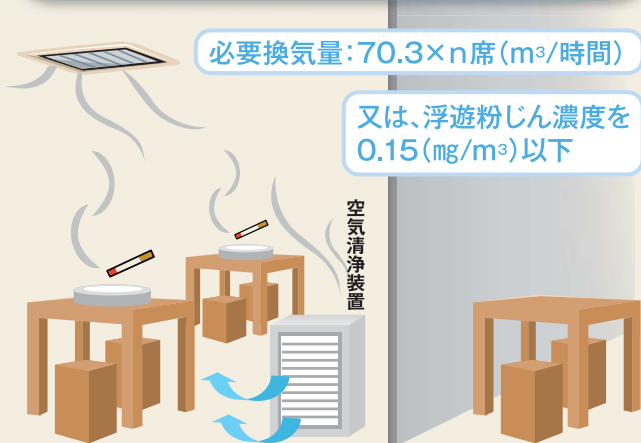
5 受動喫煙防止対策助成金制度による助成を受けるための要件

空間分煙(喫煙室)



※喫煙室の入口において非喫煙場所から喫煙室方向へ向かう気流の風速が0.2m/秒以上を満たしていること

労働者の受動喫煙の機会を低減する措置



※浮遊粉じん濃度は、たばこの煙の濃度が最も高くなると考えられる時間帯に複数の地点を測定し、その平均が0.15mg/m³以下になること

6 技術的支援業務 無料でご利用できます

職場内環境測定支援業務(測定機器貸出事業)

デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の貸出

申込受付ダイヤル 03-5625-4296

受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

喫煙室の設置、浮遊粉じん濃度又は換気量の基準への対応など技術的な相談について、専門家による電話相談、実地指導

相談ダイヤル 03-3213-1012

